

公益社団法人 佐賀県理学療法士会後援名義の使用申請について

< 後援の対象 >

以下のすべての条件を満たす事業が対象となります。

・「教育」「学術」「医療」「健康」「福祉」の普及および向上、又は生涯学習・社会教育の推進に寄与する事業であること。

- ・ 市県民との関わりが深い公益的事業であること。
- ・ 特定の会員ではなく、広く一般市民が対象の事業であること。
- ・ 公序良俗に反しないこと。
- ・ 特定の宗教や政党の利害に関わる事業でないこと。
- ・ 宣伝・営利を目的としないこと。
- ・ 開催地は原則として佐賀県内であること。

(上記の条件を満たしていても、(公社)佐賀県理学療法士会が後援を行うことが不適切と認められる場合など、承認できない場合もありますのでご了承ください。)

- ※1 名義後援は原則として団体主催のイベント等について行います。ただし、個人が主催となって行うイベント等であっても、堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分にあると判断されるもので、事業内容が適当と認められるものについては、名義後援を行います。
- ※2 企業又は営利団体が主催するイベント等については、原則として名義後援は行いません。ただし、事業の収益を社会教育事業あるいは社会福祉事業に充てるなど営利を目的としない公益性のある事業、又は収益を伴わない事業で内容が適当と認められる場合には、この限りではありません。
- ※3 名義後援を行う事業は、コンサート・講演会など単発のイベントです。年間を通じて行うサークル活動等については、名義後援はいたしません。

< 後援名義使用申請書等の提出 >

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、下記まで提出してください。

【申請に必要な書類】

- (1) 申請書(別紙1)
- (2) 事業の収支予算書(別紙2)
- (3) 事業の目的及び内容がわかる書類(企画書、チラシの案など)
- (4) 主催者の活動状況がわかる書類(規約、会報など)及び役員その他関係者の名簿
- (5) 前回のパンフレット、広報チラシ等(新規申請の場合は不要。コピー可)

< 申請書提出先 >

郵送、持参いずれでも差し支えありませんが、イベント等の開催日の**三ヶ月前**までにご提出ください。この期限を過ぎて提出されたものについては、原則として名義後援はいたしません。(理事会承認後になります)

〒849-0919

佐賀県佐賀市兵庫北6丁目4番39号

公益社団法人 佐賀県理学療法士会事務局事務部名義後援申請係

★後援名義の使用を承認された事業が終了しましたら、結果を報告してください。

< 事業報告 >

次の書類を提出してください。事業報告書の必要項目が全て含まれていれば、指定の様式でなくても差し支えありません。提出先は申請書と同じです。

- (1)事業報告書
- (2)本事業の収支決算書
- (3)「(公社)佐賀県理学療法士会」の名義を記した印刷物等
- (4)実施した事業の詳細がわかる資料(パンフレットなど)

★その他

※必要書類が揃っていない場合は、申請書を受理いたしません。また、申請書を受理してから結果がお手元に届くまで10日ほどかかる場合があります。申請書は、日数の余裕をもってご提出ください。